

第 3 6 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 7 日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

第36回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年4月7日（月）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（17名）

1番	平 賀 久 雄	3番	小 川 一 成
4番	宍 倉 喜八郎	5番	川 寄 篤 之
6番	増 田 健 二	7番	平 賀 武
8番	加藤岡 一 弘	9番	内 山 充 弘（会長）
10番	中 村 和 敏	11番	川 嶋 一 美
12番	板 倉 小百合	13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）
15番	齋 藤 重 幸	16番	鵜 澤 英 夫
17番	今 関 喜 明		

5、欠席委員（2名）

2番	齊 藤 義 信	14番	梅 原 英 男
----	---------	-----	---------

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～2）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～4）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への
意見聴取について

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
（整理番号1）

第7 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
（整理番号1～3）

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野 口 裕 之	主 査	北 田 尚 史
------	---------	-----	---------

主任書記

長谷川 聡 彦

書 記

谷 口 智

◎開 会

○議長 ただいまより、第36回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、15名で定足数に達しておりますので、第36回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は齊藤義信委員、梅原英男委員から所用のため、欠席の旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、板倉小百合委員及び内海亮一委員をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、清名幸谷字五ツ定、地目 田の1筆、面積1,021㎡を、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

赤で1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、整理番号2、申請地は、桂山字川間、地目 田の1筆、面積290㎡を、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

赤で1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

戻りまして、5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 議案第1号整理番号1について調査報告いたします。

申請内容は、事務局説明のとおりです。

調査には4月1日に齋藤推進委員とで権利者宅に伺い話を聞きました。

権利者は義務者から借りて長年耕作されている水田を、義務者から買って欲しいと申し出がありましたので、買うことにいたしましたとのことでした。

また、義務者にお話を聞いて参りました。

義務者は高齢で元気なうちに処分したいと思いお願いしました。

それで承諾いただきましたとのことでした。

委員の皆様、慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 議案第1号整理番号2につきまして調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明の通りでございます。

4月5日、鶴澤推進委員と、権利者にお話を伺いました。

義務者は、遠方のため、電話にて確認したところ、今回の申請に間違いのないことでした。

高齢のため、耕作できないので権利者に相談したところ、現在耕作しているところに隣接しているとのことで、引き受けたとのことでした。

権利者は施設等も整っており、問題ないと思いますが、皆様の慎重審議よろしく願います。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 それでは、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページから3ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号1から4は同一権利者による、同一の事業内容となりますので一括して説明させていただきます。

議案第2号、整理番号1の申請地、上貝塚字上川名郷の地目、畑が1筆、面積125㎡。整理番号2の申請地、上貝塚字上川名郷の地目、畑が1筆、面積241㎡、整理番号3の申請地、上貝塚字上川名郷の地目、畑が1筆、面積768㎡、整理番号4の申請地、上貝塚字上川名郷の地目、畑が2筆、519㎡、合計面積1,653㎡を所有権移転し、建売分譲住宅用地にしようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料図面3ページをご覧ください。赤で2-1から4と示した箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、9ページから31ページまででございます。

計画の概要は、専用住宅が6棟で、内訳は木造2階建て、建築面積64.71㎡が3棟、木造平屋建て、建築面積66.24㎡の住宅が3棟となっております。

事業を行う理由につきましては、申請地周辺は宅地も多く需要が見込めることから、建売住宅用地として最適なため、計画したとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。整理番号1から4の申請地はいずれも農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿等で確認したところ、仮登記は設定されておりますが、債権者の同意書が添付されており、支障はないものと認められます。

次に周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋め立てを行い水路敷及び隣接地との周囲には、コンクリートブロックを設置し土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、雨水及び雑排水は合併浄化槽にて処理された排水を新設U字溝を経

て申請地北側にある既設水路へ放流する計画となっております。

雨水については、地下浸透させる計画となっております。

排水を放流するにあたり、関係土地改良区の意見書、排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

整理番号1から4の説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から4の案件につきましては、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 議案第2号、農地法第5条、整理番号1から4について調査報告をいたします。

申請理由については、事務局説明のとおりです。

この案件は義務者4人ですが、権利者は同一人ですので、一括して報告します。

調査にあたりましては、4月2日、齊藤農業委員と私で権利者にお話を聞こうと事務所に伺いしましたが、担当者が不在だったため、代理人からお話を聞くこととしました。

お話によりますと、先ほど事務局からの説明もありましたが、まず、現地が、ほぼ平らであります、低いところもありますので、低いところに盛土を行い、整地のみですので、土砂の流出はないとのことでした。

ここに6棟の建設、住宅を建てますが、生活雑排水は合併浄化槽により新設のU字溝から既設市道に接続し、その後排水路に流れます。そのため、集落の方々に許可をいただいておりますとのことでした。

道路が狭く、住宅は密接しております。登下校など人通りも多いようですので、安全面においては万全を期すとのことでした。

また、4人の義務者には電話にて連絡いたしましたところ、皆さん高齢のため耕作できないので、権利者に譲渡いたしましたという返事でした。

書類もそろっており間違いのないと思います。

委員の皆さんの慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労様でした。

これより議案第2号整理番号1から4の案件について一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号整理番号1から4について、一括して採択することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第2号整理番号1から4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

総員賛成により、議案第2号整理番号1から4につきましては、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号整理番号1から4につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号(整理番号1～5)

○議長 それでは、日程第5、議案第3号大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取を議題といたします。

なお、本日審議をいただく、整理番号4から5の案件は、齋藤重幸委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による、議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

つきましては、先行して整理番号1から3の案件の審議をお願いしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないとのことですので、それでは事務局から議案第3号1から3について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に

関する法律第19条第2項の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされています。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長より農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ、農用地利用集積等促進計画案総括表をご覧ください。

農地中間管理機構に権利の設定を受ける者は3人。

農地中間管理機構に権利の設定をする者4人。

農地中間管理機構に権利の設定をする農用地筆数及び面積は、田が10筆、畑が2筆で、合計面積20,082㎡でございます。

次に、議案書6ページをご覧ください。

農地中間管理機構に権利の設定を受ける者の経営状況等でございます。

次に、議案書7ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。今回の契約種別及び件数は、新規が5件でございます。

先行して、整理番号1から3の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

整理番号1、九十根、田が7筆、12,663㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号2、九十根、田が1筆、1,173㎡、5年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号3、九十根、田が2筆、3,500㎡、5年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

なお、整理番号1から3の借受人につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項の各要件を満たしているものと判断します。

説明は、以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、農用地利用集積等促進計画案作成案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第３号整理番号１と２は借受人が同一ですので、一括して調査報告を申し上げます。

内容としては、事務局説明のとおりです。

３月３０日電話にて調査を行いました。

貸付人、お二人とも、以前から耕作をお願いしていた方ができなくなったため、隣接している田を耕作している借受人に頼み、承諾を得て、今回の申請に至ったそうです。

借受人に確認したところ、間違いはありませんとのことでした。借受人は、認定農業者で大規模な稲作農家です。後継者もおりますので、問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労様でした。

次に、整理番号３の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号３について調査報告を申し上げます。

今月６日、電話にて話を伺いました。

今まで耕作を依頼していた人が耕作できないということで、返され、誰か耕作できる方を探していたところ借受人を紹介されたとのことでした。

借受人は農地中間管理機構に登録されており、この地区の意欲的な認定農業者の借受人です。

現地も綺麗に手入れされており、問題ないと思いますが、皆様の慎重審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長 ご苦労様でした。

これより、整理番号１から３について一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号１から３に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第３号整理番号１から３について、一括して採決することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第３号整理番号１から３について、原案のとおり承認することに賛成の方

は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

総員賛成により、議案第3号整理番号1から3案件は、意見なしと決定します。

○議長 続きまして、整理番号4から5の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します齋藤重幸委員は、ここで退室をお願いいたします。

(齋藤重幸委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第3号、整理番号4から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号4から5の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号4、南今泉、畑が1筆、1, 137㎡、6年、金納、10a当たり8, 000円、新規。

整理番号5、南今泉、畑が1筆、1, 609㎡、6年、金納、全面積で10, 000円、新規。

なお、整理番号4から5の借受人につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画案作成案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号4から5の案件につきましては、加藤岡一弘委員をお願いいたします。

○加藤岡委員 整理番号4から5について借受人が同一のため、一括して調査報告申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

調査は、3月29日に借受人、貸付人とともに電話で確認いたしました。

今回の申請に双方間違いないとのことでした。

今回の申請は、整理番号4、5ともに知人から借受人に耕作の依頼があり、それを了承し

たことから、今回の申請に至ったとのことです。

特に問題はないと思いますが、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労様でした。

これより、整理番号4から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号4から5に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号4から5について、一括して採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号整理番号4から5について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

総員賛成により、議案第3号整理番号4から5案件は、意見なしと決定します。

ここで、齋藤重幸委員を入室させてください。

（齋藤重幸委員入室）

◎報告第1号（整理番号1）

◎報告第2号（整理番号1～3）

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、日程第7、報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」を一括して議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書10ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

各農地の所在地及び届出者は、議案書の記載のとおりであり、いずれも相続による所有

権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書11ページから12ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会については、3件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、
現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第2号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第6
から日程第7の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、ご連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

事務局お願いします。

○事務局

それでは、委員の皆様方に何点か連絡をさせていただきたいと思います。

まず、委員の皆様方の4月分の報酬についてでございますが、24期も継続される方と
今回23期で退任される方といらっしゃると思いますが、退任される委員さんにつきましては、任期の4月8日まで報酬について日割り計算に基づきお支払いさせていただきます。

また、通常、報酬の振込は毎月18日に振り込ませていただいておりますが、当月分については改選に伴う影響で振込予定日が28日となります。ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、お手元に、農業委員の方には「農業委員会委員の「徽章」及び「名札フォルダー」の引継ぎについて」、推進委員の方には、「農地利用最適化推進委員の「徽章」及び

「名札フォルダー」の引継ぎについて」の文書を配布させていただいておりますが、本日の総会終了後、この２３期で退任される委員の皆様方につきましては、徽章と名札フォルダーの方をご自身の机のプレートの脇に置いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局の方で、お預かりいたしまして、９日の農業委員会臨時総会及び農地利用最適化推進委員委嘱状交付式で後任の委員さんへ、事務局からお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、２４期も継続して委員をお願いされる委員さんにつきましては、継続してご使用いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、この２３期で退任される農業委員さん、推進委員さんで、全国農業新聞を購読されていると思いますが、この農業新聞の購読を中止される方におかれましては、お手元の全国農業新聞中止届にお名前を記入の上、総会終了後事務局まで提出いただきますようお願いいたします。

今回、手続きをいたしますと、５月以降の購読が中止となり、４月分につきましては、負担いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

最後にこの総会前に委員の皆様方には写真の方を撮らせていただきましたが、２４期も継続して委員をしていただける方で、身分証明書用の写真撮影の方をまだされていない方につきましては、総会終了後、後方の方で写真撮影をさせていただきたいと思いますので、対応の方お願いしたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

○議長 その他ございますか？

特にないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第３６回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後３時４０分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月7日

農業委員会会長

内山 充弘

署名委員

板倉 恒合

署名委員

内海 亮一